

発議第 1 号

朝来市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

朝来市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 6 月 7 日提出

提出者  
議会運営委員会  
委員長 鈴木逸朗

提案理由要旨

朝来市行政組織条例の一部を改正する条例（平成 29 年朝来市条例第 32 号）が平成 30 年 4 月 1 日から施行され、部のうち都市環境部が都市整備部に名称変更されたことに伴い、所要の条例整備を行うものです。

朝来市条例第 号

朝来市議会委員会条例の一部を改正する条例

朝来市議会委員会条例（平成 17 年朝来市条例第 239 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号ウ中「都市環境部」を「都市整備部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第1号資料

朝来市議会委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 6人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>都市環境部</u>の所管に関する事項</p> <p>エ (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 6人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>都市整備部</u>の所管に関する事項</p> <p>エ (略)</p>